

# 概 観

第1章 軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方

第2章 軍縮・不拡散をめぐる現状及び日本の取組

# 軍縮・不拡散に対する世界的な取組み

## 1. 軍縮・軍備管理・不拡散とは

軍備に関する規制が世界的な問題として取り上げられるようになったのは、19世紀末になってからのこととされる。国際的な紛争解決の手段としての戦争を一定の範囲で規制していこうとの試みとともに、軍縮が国際的な会議の場で主要な問題とされるようになった。その後、国際連盟規約は、第8条で軍備縮小について規定し、国際連合憲章では、第11条で、軍縮及び軍備規制を国際の平和と安全についての協力の一つとして位置づけ、これを規律する原則について審議するといった総会の権限を定めている。

「軍縮」という用語は、国連憲章以外でも様々な文書で用いられているが、一般的には、国際的な合意の下であらゆる種類の軍備又は兵器を縮小、削減さらには廃絶することを意味するとされる。一方、冷戦時代には、「軍備管理」という用語も登場した。「軍備管理」とは、軍備又は兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制などを意味する。軍備管理は、1970年代に米国と旧ソ連の間で行われた核兵器管理交渉から生まれ、主として核大国間の核管理の仕組みを作り上げることを目的とする概念として用いられるようになった。

これに対し、「不拡散」とは、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段（ミサイル等）、その関連物資や技術などの拡散を防止・抑制し、阻止することを意味する。冷戦期、西側諸国は、共産圏諸国への戦略物資、特にハイテク技術等の移転を防止するための取組を行ってきた。冷戦終結以降、大量破壊兵器等の開発を企図する国々が増大し、国際社会は、大量破壊兵器やその関連物質・技術の拡散防止のため、輸出管理や関連国連安保理決議の履行、[拡散に対する安全保障構想（PSI）](#)等の取組を強化している。

このように、軍縮・軍備管理・不拡散は、いずれも軍備又は兵器、その関連物資、技術を対象に一定の国際的な規範を策定し、この規範に基づいて軍備や兵器、その関連物資、技術を規制・管理・制限・縮小することを通じて、安全保障環境を向上させることを目標としている。また、ある国が一方的に軍備の削減を実施する場合もある。

## 2. なぜ軍縮・不拡散への取組みがなされてきたのか

日本は、第二次世界大戦後、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（日本国憲法前文）との平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきた。戦争は、人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらす。日本の戦後外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるようにとの、日本国民の強い願いの上に立って進められてきた。

しかし、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立がある。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、世界のほとんどの国が、自国の安全保障を確保するために、つまり他国からの侵略や武力による威嚇などから自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実である。軍縮・不拡散の取組は、こうした現実も踏まえた上で考えていく必要がある。

軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正水準に保ち、できれ

ば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になる。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの軍事力を優位に保つことのみを考えて軍備を強化するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになる。こうした、いわゆる軍備競争を避けるために、各国がその軍備の規模や性能を、制限したり調整していく必要があると考えられるようになってきた。

まず何より、軍備競争や兵器の拡散は国際の平和と安定を損なうことにつながりかねない。無制限に増大した軍備や兵器は、たとえ侵略や武力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高め、国際関係を不安定にし、不必要な武力紛争に至るということになりかねない。国際連合憲章が、第11条で、軍縮及び軍備規制を国際の平和と安全に関連する問題として位置づけている理由は主としてここにある。

また、経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫する。不必要な軍備競争は資源の浪費でもある。できる限り軍事支出を抑え、経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向けることができるような条件を整えることも、軍縮・不拡散外交に期待される効果である。

19世紀にさかのぼる人道主義的な観点からの軍備の規制に加え、世界の安全保障や経済発展を効率的・効果的に実現するためにも、軍縮・不拡散のための国際的な努力が行われてきたのである。



原爆ドーム

# 第1章 軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方

日本は、以下の基本的な考え方に基づき、軍縮・不拡散外交を推進している。第一に、日本国憲法に謳われ、日本が拠って立つ平和主義の理念に基づいて、また、唯一の被爆国として核の惨禍を訴える責務を課せられている国として積極的に軍縮・不拡散を推進する必要がある。第二に、日本が国の平和と安全を確保する観点から、日本を取り巻く地域の安全保障環境を安定させるためにも、地域における軍備拡張競争を防ぎ、大量破壊兵器等の拡散を未然に阻止することは重要である。また、地域の平和と安全のみならず、世界の平和と安全にも重要な役割の一端を担う日本として、国際社会の安全保障を確保しつつ、現実的かつ着実な軍縮・不拡散を進めていくことは重要である。第三に、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大している中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む必要性が高まっている。第四に、「人間の安全保障」の実現においても、軍縮・不拡散は重要な意義を有している。こうした軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方について以下詳述する。

## 1. 平和への願いと唯一の被爆国としての使命

日本が、外交政策の重要な柱の一つとして軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいるのは、日本が拠って立つ世界の平和と安全の維持・確保を強く希求しているからである。第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、日本は平和国家として国際社会の中での地位を築くことを選択した。このような理念は日本国憲法の中にも謳われている。日本が、軍事力の強化ではなく、平和裡に経済発展を遂げ、国民の福祉の向上を図ることを重視し、また、それらを実現する上で不可欠な国際社会の平和と安定を追求してきたことは、いずれの国にも明らかであり、世界に誇れるものである。また、日本には、唯一の被爆国として、核の惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命があると考えられる。日本の軍縮・不拡散分野における主導的な取組の実績は、日本の貴重な外交資産であり、この分野で引き続き積極的に取り組んでいくことは日本が確立したモデルを世界に広めるといふ側面も有していると言えよう。また、被爆者援護施策に関しては、安倍総理（当時）が2007年8月の広島平和祈念式典の機会に、原爆症認定の在り方についての見直しを指示し、政府において見直しが進められている。

## 2. 日本の安全保障上の観点

日本を取り巻く安全保障環境を見れば、日本にとって軍縮や不拡散の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいことが分かる。

日本は、中国とロシアという広大な領土と核兵器を含む大規模な軍備を備えた二つの大国を隣国に抱え、さらに、弾道ミサイルを保有し、核兵器開発の疑いがある北朝鮮や、台湾海峡という不安定な要素を抱えた地域に近接している。冷戦の終了後も、日本を含む北東アジア地域には、緊張関係や不透明・不確実な要素が多く存在している。1998年8月に、北朝鮮がテポドン1を基礎とした弾道ミサイルを発射し、日本領域を越えて太平洋沖に着弾したことは、日本において深刻な脅威として認識された。さらに北朝鮮は、2003年1月に、核兵器不拡散条約（NPT）脱退を宣言し、2006年7月5日にはテポドン2を含む7発の弾道ミサイル発射を強行、同年10月9日には、核実験を実施したことを発表した。このような北朝鮮の核・ミサイル等をめぐる問題は、日本のみならず東アジア及び国際社会の平和と安定に対する重大な脅威となっている。北朝鮮の弾道ミサイル発射強行

及び核実験実施発表に対し、国連安全保障理事会は、安保理決議第 1695 号及び第 1718 号をいずれも全会一致で採択した。

日本が平和と安全を確保するためには、日本を取り巻く地域での政治・安全保障環境をできるだけ安定させ、万が一にも、各国が互いに無節操な軍備拡張競争に走るような、危険な情勢に至らないようにすることが重要である。また、この地域で、一部の国家やテロリストに大量破壊兵器やその運搬手段等が拡散することを防ぐことも重要である。日本は、自国の防衛力整備、日米安保体制とともに、国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取ってきた。軍縮・不拡散の国際的な枠組みを維持・強化し、また、新たな脅威の出現に対処するために新たな国際的な仕組みを作っていくことは、こうした外交努力の重要な要素として位置付けられる。大量破壊兵器などを一定のルールに従って禁止し、さらに、地域における拡散を防止し、また、地域における軍備のあり方について域内諸国と十分な意思疎通を行うことにより、日本を取り巻く安全保障環境の改善に資することができるであろう。このような理由から、日本の安全保障政策の一環としても、軍縮・不拡散の枠組みを活用し、それを強化していくことが重要なのである。

### 3. 人道主義的アプローチ

また、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む意義が高まってきている。「戦争の必要が人道の要求に譲歩すべき技術上の限界」を定め、特定の非人道的武器の使用を禁じたサンクト・ペテルブルグ宣言（1868 年）や、毒ガス等の使用禁止に関する議定書（ジュネーブ議定書、1925 年）がこのアプローチの最初の例である。最近では、1999 年に発効した[対人地雷禁止条約（オタワ条約）](#)が人道主義の色合いの濃い軍縮条約である。日本は安全保障上の観点に加え、こうした人道主義的な観点も重視しており、オタワ条約には 1997 年 12 月に原署名国として参加するとともに、1998 年 9 月に条約を締結した。

### 4. 人間の安全保障の観点

近時「人間の安全保障」という観点からも軍縮・不拡散の意義付けがなされている。「人間の安全保障」は、一人ひとりの人間に着目し、保護と能力強化を通じて人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりをもって国づくりを目指す」という理念（平成 19 年版外交青書）であるが、軍縮・不拡散との関連では、例えば、対人地雷や小型武器といった兵器は、紛争終結後においても、紛争地に居住する人々の安全、生活に対する脅威であり、「人間の安全保障」を脅かす問題となっている。対人地雷、小型武器問題への取組は、復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり、「人間の安全保障」の実現にも、重要な意義を有している。

## 第2章 軍縮・不拡散をめぐる現状及び日本の取組

本書第3版の発刊（2006年3月）以降の2006年から2007年にかけて、国際的な軍縮・不拡散体制は、新たな課題・挑戦に直面している。以下、本書第3版発刊以降の軍縮・不拡散をめぐる現状の主要点及び日本の取組につき概観する。

### 1. 地域の不拡散問題（第2部参照）

2006年から2007年にかけて、国際社会は、引き続き、北朝鮮やイランの核問題という極めて困難な問題に直面している。

#### （1）北朝鮮

北朝鮮の核問題は、NPT上、核兵器の開発・取得等を禁じられた非核兵器国による条約の違反という問題であり、NPTを礎とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。北朝鮮は、2003年1月にNPT脱退を表明し、2005年2月には核兵器製造宣言を行った。2006年7月5日、北朝鮮は、テポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射を強行し、さらに同年10月9日、核実験実施を発表した。こうした北朝鮮の核・ミサイル等をめぐる問題は、日本のみならず東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威となっている。このような状況の中で、日本は、2003年8月以降、六者会合の枠組みの下で問題解決に努めてきている。六者会合は、2005年9月に、北朝鮮によるすべての核兵器及び既存の核計画の放棄の約束を確認したが、2005年11月以降、1年強にわたり中断し、その間、北朝鮮によるミサイル発射、核実験の実施発表と国連安保理決議の採択が行われた。六者会合は、2006年12月に再開され、2007年2月13日には成果文書「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択され、また、同年10月3日には、成果文書「共同声明の実施のための第二段階の措置」が採択された。朝鮮半島の非核化実現までの道のりは依然長いが、日本は、北東アジアの平和と安定という共通目標の達成に向け、引き続き関係各国と緊密に協調しつつ、最大限努力していく。

#### （2）イラン

イランの核問題については、2002年8月の反体制派組織の告発を契機として、イランがそれまで過去20年近くにわたりIAEAに申告することなく、核活動を繰り返し、IAEA保障措置協定に違反してきたことが明らかとなった。これに対して、国際社会は強い懸念を表明し、イランに対して、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求めるIAEA理事会決議を2003年9月以降、累次にわたり採択し、その履行を求めてきた。2005年9月、IAEA理事会は、イランによる濃縮関連活動の再開を受け、イランによる保障措置協定の「違反（non-compliance）」を認定し、翌2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議が採択された。これを受け、同年7月末、国連安保理は、決議第1696号を採択し、イランにウラン濃縮関連活動の停止等を義務づけた。2006年12月には、国連憲章第7章41条の下での制裁措置を含む安保理決議第1737号が採択され、翌2007年3月には制裁内容を強化する決議第1747号が採択され、国際社会の圧力はさらに高まっている。日本は、イランに対し、あらゆる機会を捉え、イランがすべてのウラン濃縮関連活動等の例外なき停止をはじめとする、累次のIAEA理事会決議、安保理決議のすべての要求事項を誠実に履行するよう働きかけを行っている。

### (3) インド・パキスタン

1998年に核実験を実施したインド・パキスタンについては、日本を含む国際社会からの働きかけにもかかわらず、依然として両国によるNPT加入と包括的核実験禁止条約（CTBT）署名には到っていない。日本は、インド、パキスタンに対しNPTへの加入及びCTBTの署名・批准を引き続き働きかけてきている。

注目すべき新たな動きとしては、2005年7月、シン・インド首相訪米の際に、米印両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置を取る代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006年3月にブッシュ大統領が訪印し、米印両国首脳は、インドが2006年から2014年までの間に、14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く等の措置を取ることとする一方、米国はインドへの完全な民生用の原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び[原子力供給国グループ（NSG）](#)ガイドラインの調整を追求していくこと等を内容とする合意に達した（いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」）。その後、米国にて、インドに対して本件協力を可能にすることを目的とする米国内法の改正案が2006年12月に成立、さらに2007年7月には米印二国間協定交渉が完了、インドとIAEAとの保障措置協定交渉が開始されている。日本としては、今後のインドとIAEAとの保障措置協定交渉等の動向を注視しながら、インドの戦略的重要性や増大するエネルギー、需要国際的な核軍縮・不拡散体制への影響等、様々な要因を注意深く検討するとともに、国際的な議論に積極的に参加していく考えである。

## 2. 核軍縮・不拡散（第3部、第6部、第7部参照）

### (1) 核軍縮

2007年4月30日より5月11日まで、ウィーンにおいて2010年NPT運用検討会議第一回準備委員会が開催された。NPT体制が北朝鮮やイランの核問題等の深刻な挑戦に直面する中で、同委員会において、2010年NPT運用検討会議に向けたプロセスを成功裡に開始することができたことは、NPTの信頼性を維持・強化し、核軍縮・不拡散を推進する上で大変有意義であった。

また、日本は、1994年以来毎年国連総会に[核軍縮決議案](#)を提出し、国際社会における核軍縮・不拡散に関するコンセンサスの形成に努めてきたが、2005年以降は決議案を新たに構成し直し、簡潔で力強い決議案として提出してきている（2007年には、過去最多の170か国が支持するという圧倒的多数を持って採択された）。

CTBTについては、2006年初頭より2007年10月時点まで13か国が、北朝鮮の核実験実施発表後も5か国が新たに条約を批准する等、CTBT発効を求める政治的気運は引き続き高く、引き続き発効促進のための外交的働きかけを行っていく必要がある。

### (2) 不拡散

#### (イ) 国連における取組

2004年4月に採択された国連安保理決議第1540号は、非国家主体が大量破壊兵器等を開発、取得、製造、保有、輸送、譲渡又は使用する脅威の増大に国際社会が対応する基盤を提供するものであり、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関し、重要な意味を有している。

また、北朝鮮の核・ミサイル問題及びイランの核問題について、国連安保理は2006年から2007年にかけて5本の決議を採択した。これは不拡散分野における国連安保理の取組として大きな進展である。

日本もこれらの決議の履行に取り組んでおり、決議によって求められている安保理への報告を誠実に実施してきている。また、これらの決議の履行を各国に呼びかけてきている。

(ロ) G8における取組

核不拡散の分野においては、2007年のハイリゲンダム・サミットにおいて「不拡散に関するハイリゲンダム声明」が採択され、軍縮・不拡散関連条約の普遍化、国内実施体制整備や法執行能力向上等の支援、不拡散に関する安保理決議第1540号の完全履行、濃縮・再処理に関する機材・技術の移転制限、[IAEA追加議定書](#)の普遍化、IAEAの機能強化、拡散に対する安全保障構想（PSI）の強化、北朝鮮及びイラン等の地域問題への対処、G8グローバル・パートナーシップの取組の継続、生物テロに対する防衛、化学兵器の拡散への対処、原子力の安全とセキュリティ等の大量破壊兵器に関連する問題に関して国際社会が取り組むべき課題と方策を包括的かつ具体的に提示し、実行することに合意した。

(ハ) 拡散に対する安全保障構想（PSI）

国際社会は、こうした困難な問題に対してより効果的に対処するために様々な活発な取組を行っている。2003年5月、既存の輸出管理を中心とする不拡散体制を補完するものとして、ブッシュ米大統領により「拡散に対する安全保障構想（PSI）」が提唱され、その後参加国による「阻止原則宣言」の発出、各種訓練の実施といった精力的な取組が実施されている。

日本としても、2007年10月13日から15日にかけて、日本主催としては2回目となるPSI海上阻止訓練「Pacific Shield 07」を開催した。



日本主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 07」の様相  
(訓練に参加した海上自衛隊及び各国海軍艦艇 提供：防衛省)

(3) 核セキュリティ

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は、発電のみならず医療や農業等の広範な分野で平和的に利用されている原子力技術・放射線源等がテロ組織等の手に渡り悪用されないよう、核セキュリティに関する取組の強化を図ってきた。

IAEAでは、核物質テロ行為防止特別基金（Nuclear Security Fund）を活用し、核物質・

原子力施設の防護等の取組を継続・強化している。国連総会においては、2005年4月に「[核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約](#)」が採択され、2007年7月に22か国の締結を得て発効した。また、2006年7月、米露両大統領により「核テロリズムに対抗するための国際イニシアティブ」が提唱され、日本を含む多数の国が参加し、核テロ対策強化のための国際的な枠組み作りがなされている。

日本は、2005年には、IAEAの最新のガイドライン（INFCIRC/225/Rev.4（Corrected））に規定されている防護要件を踏まえ、核物質防護対策を盛り込むべく原子炉等規制法を改正したほか、同年9月に「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」に署名し、2007年8月に受託書を寄託して同条約の締約国となった。また、2007年4月には、カザフスタンに対して総額5億円を目途とした核セキュリティ向上の為の協力を行うことを決定した。

#### (4) [ロシアに対する日本の非核化協力](#)

ロシアの極東地域における退役原子力潜水艦解体協力事業「希望の星」については、2004年12月に、1隻目の解体プロジェクトが完了し、2005年11月のプーチン・ロシア大統領訪日時に新たに5隻を対象とする解体協力事業に関する実施取決めが結ばれ、現在、解体作業が進展している。

### 3. 生物・化学兵器（第4部参照）

今日、科学技術の発展に伴い、様々な化学物質や細菌の微生物、民生用途に利用されているが、これらが生物・化学兵器として悪用された場合、その災禍は甚大で、大量破壊兵器として人類の脅威となりうる。これら生物・化学兵器を包括的に禁止する多数国間条約として、[BWC（生物兵器禁止条約）](#)及び[CWC（化学兵器禁止条約）](#)は国際社会の安全保障上重要な価値を有している。日本を始めとして国際社会は、条約締約国の増加（普遍化の促進）、条約義務の履行（国内実施の強化）等に取り組んでいる。日本は、国際社会と連携しつつ、特にアジア地域を対象として、国内実施法制定等の支援を目的としたワークショップ等の開催や、専門家の派遣を行っている。

また、テロ組織などの非国家主体による生物・化学兵器の使用が現実の脅威となった今日、日本は、マレーシアの東南アジア反テロ地域センター（SEARCCT）と共催で、「生物・化学テロの事前対処及び危機管理セミナー」（2007年7月）を開催するなど、生物・化学テロへの各国の取組も支援している。

### 4. 通常兵器（第5部参照）

近年、非戦闘員を紛争に巻き込み、人道上容認できない結果をもたらすといった人道的観点や、紛争後の社会・経済に残す影響が非常に深刻であるといった開発の観点から、対人地雷や小型武器などの特定の通常兵器について、その使用や保有を制限したり禁止しようとする動きが盛んになってきている。2001年に採択された国連小型武器行動計画により、小型武器の非合法取引の規制への取組も本格的に始まったが、2005年にはその履行状況を検討する中間会合が開催されるとともに、2005年には非合法的な小型武器の特定と追跡（トレーシング）に関する国際文書の交渉が妥結し、同文書は国連総会で採択された。また、2006年、イスラエルによるクラスター弾を使用したレバノン攻撃後、不発弾による民間人被害が生じたことなどを受け、[特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）](#)の枠組みで、軍事上、人道上の考慮の適切なバランスを図りつつクラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を行うことが決定されたり（2007年11月）、文民に許容しがたい被害をもたらすクラスター弾を禁止する国際約束を策定する旨のオスロ宣言が採択される（2007年2月）等の動きがみられる。

日本は、国連小型武器行動計画の着実な履行のため、アジア、大洋州、中央アジア等においてセミナーを開催しており、2007年3月には世界各地域からの参加を得て小型武器東京ワークショップを開催した。また、日本は2001年以降は、南アフリカ、コロンビアと共同して、小型武器決議案を提出してきており、2007年には、国連総会で圧倒的賛成多数で採択された。

## 5. 軍縮・不拡散分野における国際協力

日本は、軍縮・不拡散問題に関し、主要国との間で二国間協議を開催し、各国と密接な意見交換を行うとともに、必要があれば個別に働きかけを行ってきた。2006～2007年内に開催されたこの分野の協議は高級実務レベルに限っても別表のとおりである。また、2003年以降、これまで4度にわたり[アジア不拡散協議（ASTOP）](#)を東京で開催し、政策レベルでの域内の対話の強化に取り組んできた他、1993年以降、15回にわたりアジア輸出管理セミナーを実施するなど、域内の不拡散に向けた取組の推進に協力してきた。更に国連や[軍縮会議](#)等における多国間協議及びG8やASEAN地域フォーラム（ARF）、アジア欧州会合（ASEM）といった主要国・地域的会合における協議を含め、これらの協議や協力を有機的に組み合わせることによって、日本の外交力をより効果的に発揮することが期待できる。日本は今後とも、軍縮・不拡散分野における各国との協力関係を強化していく。

2006年以降にわが国が実施した  
軍縮・不拡散分野における二国間高級事務レベル（局長級）協議

月 日	協 議 名	開催場所
<b>2006年</b>		
2月22日	日露軍縮・不拡散協議	モスクワ
5月1日	日印軍縮・不拡散協議	ニューデリー
5月22日	日EUトロイカ軍縮・不拡散WG	ブリュッセル
7月6日	日パキスタン軍縮・不拡散協議	東京
7月12日	日イスラエル軍縮・不拡散協議	東京
7月20日	日NZ軍縮・不拡散協議	東京
8月1日	日エジプト軍縮・不拡散協議	東京
8月25日	日蒙軍縮・不拡散協議	東京
9月20日	日仏軍縮・不拡散協議	パリ
9月22日	日独軍縮・不拡散協議	ベルリン
12月16日	日韓軍縮・不拡散協議	ソウル
<b>2007年</b>		
3月28日	日EUトロイカ軍縮・不拡散WG	ブリュッセル
5月28日	日中軍縮・不拡散協議	東京
7月11日	日イラン軍縮・不拡散協議	東京
7月25日	日パキスタン軍縮・不拡散協議	イスラマバード
7月26日	日蒙軍縮・不拡散協議	キャンベラ
7月27日	日NZ軍縮・不拡散協議	ウェリントン
8月30日	日露軍縮・不拡散協議	東京
9月5日	日EUトロイカ軍縮・不拡散WG	ブリュッセル
10月26日	日韓軍縮・不拡散協議	東京
11月8日	第10回日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会	東京
11月20日	日ポーランド軍縮・不拡散協議	東京

## 6. 軍縮・不拡散分野における ODA の活用

日本は、核実験探知のための技術習得のためのグローバル地震観測研修を実施するとともに、地震観測機材等の供与を行っている他、対人地雷や小型武器といった通常兵器、また、輸出管理等の不拡散の分野においては、ODAを活用してアジア諸国を始めとする開発途上国への様々な支援を行っており、今後とも軍縮・不拡散分野における外交上の有益なツールとして、ODAを積極的に活用していく。